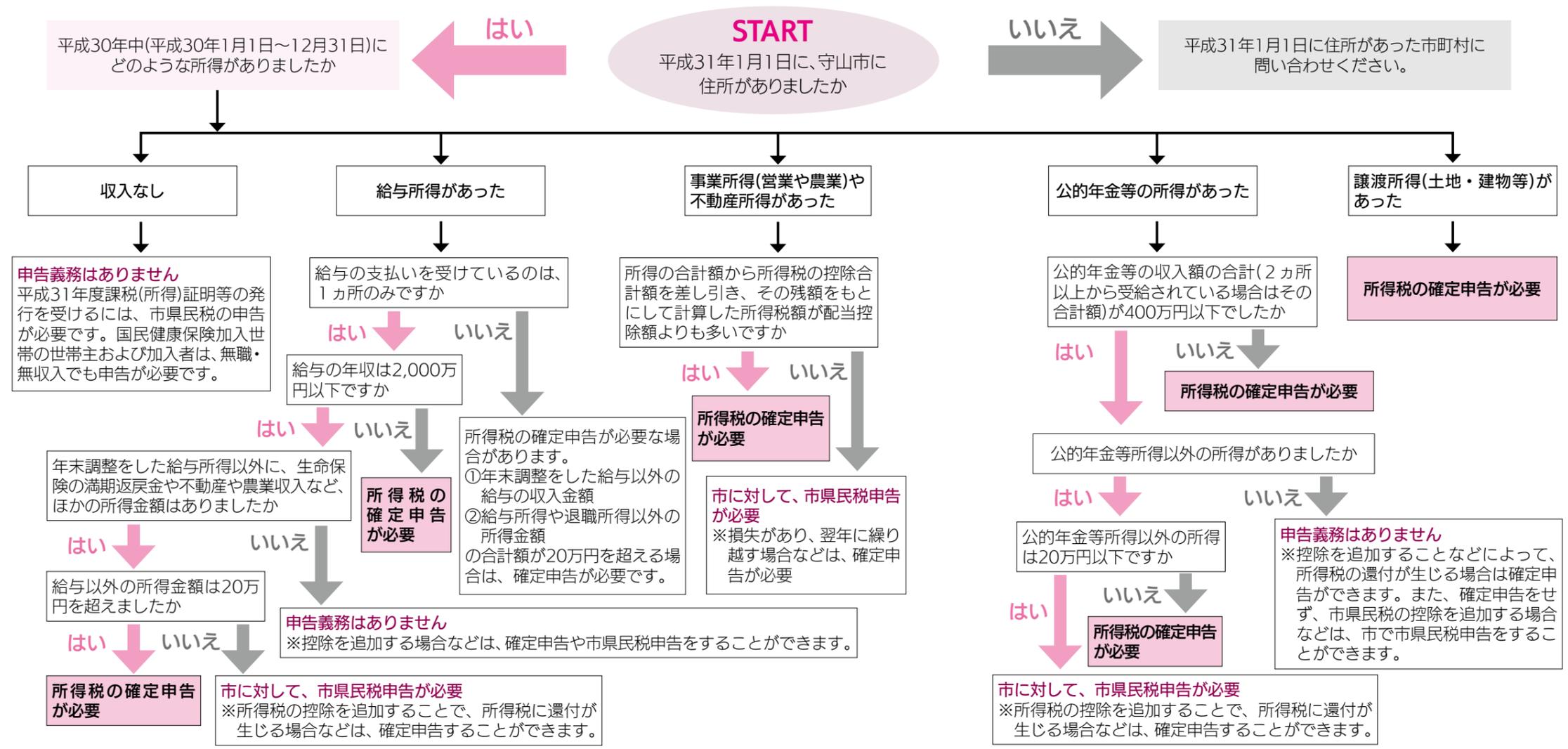


期限間際は込み合つたのでお早めに 平成30年分税の申告がはじまります

申請期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日除く

平成30年分所得税の確定申告と平成31年度市県民税の申告がはじまります。期間中の受付は、巡回会場(9頁下部)を設け、市県民税の申告や給与、年金、農業などの所得者および還付申告者などの所得税の確定申告の相談と受付を行います。申告の必要な人は期間内にお済ませください。※期間中、税務課窓口での申告相談や受付はできません。草津税務署(所得税の納付や還付がある人)または巡回会場へお越しください。※すでに税務署へ確定申告書を提出した人は、市県民税申告は不要です。

申告が必要かどうかをチェックしよう!



巡回会場日程表 受付時間は午前9時～11時、午後1時～3時。
△印の自治会は午前9時～11時 ▼印の自治会は午後1時～3時

月日	受付自治会名	申告会場	月日	受付自治会名	申告会場
2月18日(月)	新庄、服部、小浜	中洲会館	3月1日(金)	焰魔堂、勝部、▼今宿	エルセンター
2月19日(火)	立田、幸津川		3月4日(月)	開発、大曲、▼水保自治会(※)	北公民館
2月20日(水)	今浜、中野小林 ▼美崎、▼北川ニュータウン	速野会館	3月5日(火)	赤野井、石田	地域総合センター
2月21日(木)	木浜、ネオ・ペラヴィータ守山 ▼中野		3月6日(水)	矢島、十二里	小津会館
2月22日(金)	大門、横江、弥生の里 金森、金森山柿 三宅稲葉、サムズ守山	守山市民ホール	3月7日(木)	山賀、杉江 ▼三宅	
2月25日(月)	播磨田 ▼阿比留、▼布施野、▼ラフィーネ守山	河西会館	3月8日(金)	大林、欲賀、森川原	市役所大ホール
2月26日(火)	△川田、△喜多、△田中 ▼河西ニュータウン、▼河西ハイム		3月11日(月)	吉身西町、吉身中町 ▼吉身東町、▼レックス式番館	
2月27日(水)	△小島、△中、△川中 ▼笠原、▼川辺、▼今市、▼荒見	エルセンター	3月12日(火)	泉町、元町、本町、梅田町	
2月28日(木)	△千代、△阿村、△古高 ▼二町、▼大鳥、▼伊勢		3月13日(水)	岡、立入、下之郷 ▼浮気、▼グランドメゾン守山	
			3月14日(木)	市内全域	
			3月15日(金)		

・午前中の来場者が多い場合は、午前の受付終了を早めて、午後に来場をお願いする場合があります。
・整理券の配布時間は午前の部は午前8時から、午後の部は午前11時から行います。時間は多少前後する可能性があります。
※3月4日(月)午後は、水保自治会の人への受付です。北川ニュータウン、中野小林、美崎の各自治会の人には2月20日(水)に、中野自治会の人には2月21日(木)に速野会館で受付を行います。

- 申告に必要なもの**
- 必要書類がない場合、受付できないことがあります。
- ・確定申告のお知らせ(はがき)税務署から送付があった人
 - ・印鑑(認め印可)
 - ・源泉徴収票(原本) ※給与所得等および公的年金等の受給者
 - ・収支内訳書(事業所得(農業所得を含む)や不動産所得などがある人)
 - ※「収支内訳書」が無い場合、申告の受付ができません。必ず事前に作成してください。
 - ・生命保険料などの各種証明書
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書(障害者控除を受ける人)
 - ・配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類(配偶者特別控除を受ける人)
 - ・国民年金保険料支払証明書または領収証書
 - ・医療費控除の明細書 ※医療費控除を受ける人のみ。平成30年中に支払った医療費の領収書をもとに、ご自身で作成してください。
 - ・寄附金受領証明書(寄附金控除を受ける人)
 - ・株式配当の配当金支払通知書
 - ・振込口座の分かるもの(所得税の確定申告で還付を受ける人)
 - ・個人番号カードの写し(画面)
 - (無い人は通知カードの写しと運転免許証などの本人確認書類の写し)

税務署での申告

2月18日(月)から草津税務署で確定申告を受け付けます。
 ※2月1日(金)～3月15日(金)は、草津税務署の駐車場は利用できません。

◆休日でも申告できます

2月24日(日)、3月3日(日)は、大津税務署(大津市京町二丁目1-1)で大津・草津税務署の合同申告作成会場を開設します。
 ※草津税務署では会場開設はありません。

※駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。

所得税の還付申告

次の場合、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ① 株式配当や年金、講演料収入などから源泉徴収された税額が算出税額より多い人
- ② 医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける人
- ③ 年の途中で退職し再就職しなかった人
- ④ 年末調整の時に申告漏れとなっていた控除があり、新たに控除を追加する人

還付申告を行う人は、左記の日程でも相談・受付を行います。詳しくは広報もりやま1月15日号7頁をご覧ください。

時 2月8日(金)午前9時30分～11時30分、午後1時～3時
所 市民ホール 小ホール

※確定申告をする必要のない人でも、還付を受けるために確定申告する場合、全ての所得を申告する必要があります。

税理士による確定申告の相談・受付(無料)

時 2月21日(木)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
所 山商工会議所

対 還付申告をする人(公的年金等受給者・給与所得者が対象)、住宅借入金等特別控除を受ける人、不動産所得・事業所得の申告を行う人

他 ・譲渡所得や贈与税、相続税に関する相談は行いません。
 ・混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

国税庁ホームページで申告書が作成できます

e-tax(国税電子申告・納税システム)の手続きがお済みの人は、作成データを電子申告することができます。

申告書用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードできます。申告書はe-taxによる送信のほか、郵便や信書便による送付、税務署の時間外收受箱への投かんにより提出することができます。

詳しくは、国税庁ホームページまたは草津税務署(☎(562)1315)にご確認ください。



国税庁ホームページ



↑注意ください

左記については草津税務署で相談してください。左記以外でも、相談内容が複雑なものは、草津税務署での申告をお願いすることがあります。

- ・青色申告
- ・初めて事業所得を申告する人
- ・分離譲渡所得(株式・土地建物など(公共収用除く))の申告
- ・総合譲渡(ゴルフ会員権の譲渡など)の申告
- ・初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける場合
- ・亡くなられた人の申告(準確定申告)
- ・平成29年分以前の申告
- ・繰越損失がある場合の申告
- ・雑損控除の申告
- ・草津税務署から来署案内を受けている人
- ・草津税務署から確定申告書類の送付を受けている事業所得や不動産所得のある人
- ・収支内訳書の書き方の指導を受けようとする人(農業所得含む)
- ・事業等の収入金額が1千万円を超える人
- ・相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に関する申告

問 草津税務署

☎(562)1315

税務課

☎(582)1115

FAX(583)9738